

報 道 資 料

平成 24 年 5 月 28 日
総 務 部 総 務 課
県政情報係 新谷、石田
直通 0742-27-8348
庁内内線 2349、2388

奈良県情報公開審査会の第 135 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 143 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成 24 年 5 月 25 日
- ◎ 実 施 機 関：土木部 道路建設課
- ◎ 対 象 行 政 文 書：安堵郡山西スマートインターチェンジ（仮称）に係る地元自治会への説明会の議事録及び打合せ記録
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：個人（公務員を除く。）の氏名、住所及び電話番号並びに個人を特定できる記述
 - 不 開 示 理 由：条例第 7 条第 2 号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人が識別することができるため
- ◎ 審 査 会 の 結 論：実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、安堵郡山西スマートインターチェンジ（仮称）の建設に当たり、周辺自治会へ事業を説明するとともに、事業に当たっての調整を行うために実施した説明会（以下「本件説明会」という。）の内容を記録した議事録及び打合せ記録並びに本件説明会に出席した者の住所、氏名及び電話番号等が記載された書類で構成されている。

2 条例第 7 条第 2 号該当性について

条例第 7 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

実施機関は、本件行政文書に記載された個人（公務員を除く。）の氏名、住所及び電話番号並びに個人を特定できる記述については、条例第 7 条第 2 号に該当するとしているので、以下検討する。

本件行政文書に記載された個人（公務員を除く。）の氏名、住所及び電話番号並びに個人を特定できる記述については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第 7 条第 2 号本文に掲げる情報に該当する。

本件行政文書に記載された自治会長及び区長（以下「自治会長等」という。）については、当該地区の代表者であり、慣行として氏名が公にされていると認められることから、その氏名は開示しているが、自治会長等の住所及び電話番号並びに自治会長等以外の役員及び本件説明会に出席している者の氏名、住所及び電話番号については、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないもので、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

また、個人を特定できる記述についても、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報ではないので同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない情報である。

したがって、本件行政文書に記載された個人（公務員を除く。）の氏名、住所及び電話番号並びに個人を特定できる記述については、条例第 7 条第 2 号の不開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、スマートインターチェンジは公費で事業を実施しているので、議事録の中の氏名、住所及び個人を特定できる記述は開示すべきであると主張し、また、自治会長や区長の氏名は開示しているが、その他の役員を不開示としているのは納得がいかないと主張するが、異議申立人が主張するような理由により条例第 7 条第 2 号の不開示情報該当性の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成23年	5月10日		
② 決定	平成23年	5月24日	付けで一部開示決定	
③ 異議申立て	平成23年	6月14日		
④ 諮問	平成23年	7月1日		
⑤ 経過	平成23年	12月13日	第150回審査会	審議
	平成24年	1月31日	第151回審査会	審議
	平成24年	3月16日	第152回審査会	審議
	平成24年	5月15日	第153回審査会	審議